

北上市国民健康保険条例及び同規則の一部改正について (出産育児一時金の改正)

令和3年11月16日
北上市議会全員協議会資料
福祉部国保年金課



健康保険法施行令が一部改正されたことから、同施行令に準拠し、北上市国民健康保険条例及び同規則について所要の改正を行うもの。

1 健康保険法施行令一部改正の概要

●健康保険法施行令(抄) [令和3年8月4日改正公布]
(出産育児一時金の金額)
第36条 法第101条の政令で定める金額は、**40万8千円**とする。ただし、病院、診療所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、**40万8千円**に、第一に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額とする。

2 健康保険法施行令一部改正の背景

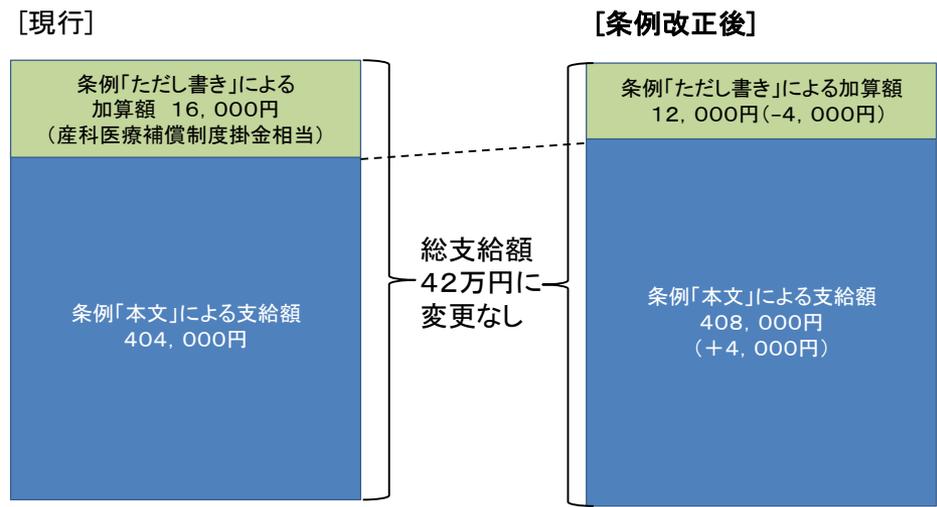
- ①産科医療補償制度について、令和4年1月1日から当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること。
- ②厚生労働省所管社会保障審議会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきとされたこと。
※なお、出産は自由診療で費用は地域差が生じているが、国において分析が行われておらず、詳細の把握について意見が付されている。

3 北上市国民健康保険条例及び同規則一部改正の内容

- (1) 北上市国民健康保険条例
第3条に規定する出産育児一時金の支給額を「40万4千円」から「40万8千円」に改める。
- (2) 北上市国民健康保険規則
条例第3条ただし書きにより、規則で定める加算額を「1万6千円」から「1万2千円」に改める。

施行日
令和4年1月1日(令和4年1月1日以降の出産から適用する。)

4 改正後の条例第3条に定める出産育児一時金支給額



産科医療補償制度
※補償制度の掛金相当分を「条例本文による支給額」に上乘せして支給
・分娩に起因して、重度の脳性麻痺になった赤ちゃんに補償金を支払う制度
・補償額は、一時金として600万円、年120万円を20年間支払うもの

5 参考

区分	全国平均 (令和元年度)	岩手県平均 (令和元年度)	市国保の平均 (令和2年度)
出産費用	460,217円	458,518円	442,501円

※国・県の出産費用の平均は厚生労働省資料から抜粋
※差額室料、産科医療補償制度掛金、その他費用を除く。